

## 平成22年度第1回福祉対策審議会・学校教育審議会合同部会議事録

【開催日時】 平成22年6月30日（水）午後6時～7時30分

【開催場所】 伊丹市役所 3階 第2委員会室

【出席委員】 松原部会長、芝野副部会長、山崎委員、原田委員、萬東委員、川上委員、佐伯委員、中野委員、和田委員

【欠席委員】 吉田委員

【署名委員】 原田委員、和田委員

### ○事務局

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、第1回の伊丹市福祉対策審議会・伊丹市学校教育審議会の合同部会を開催させていただきます。部会長・副部会長が決まりますまでの間、私、こども企画課の小宮が司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。資料1「伊丹市福祉対策審議会・伊丹市学校教育審議会の合同部会委員名簿」、資料2「幼保連携・就学前施策に関する各審議会への諮問・答申の経過」、資料3「保育所（園）の待機児童の状況（地域別）」、資料4「伊丹市内の幼稚園・保育所（園）位置図」、資料5 認定こども園に関する資料として、兵庫県が発行しているパンフレット、類型別認定基準等の概要、認定こども園の認定件数、認定こども園に関する法律及び省令が1セットになったもの、資料6 保育所の保育料及び私立幼稚園奨励費補助金に関する資料、資料7 いたみすくすくカフェで出た主な意見の以上となっております。

また、山崎委員、萬東委員におかれましては、今回、伊丹市福祉対策審議会の臨時委員として委嘱させていただいております。委嘱状の方は、席上にございますのでよろしくお願ひいたします。

次に、本日の会議につきましては、議事録作成の関係から、ご発言の際には、マイクをご使用いただきますことと、録音をさせていただきますことについて、ご了解いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。次に、伊丹市福祉対策審議会・伊丹市学校教育審議会の合同部会の設置について説明させていただきます。

この部会の委員構成につきましては、伊丹市福祉対策審議会から5名、伊丹市学校教育審議会から5名の、合わせて10名の委員で構成してございます。各審議会から選出をいただきました委員の氏名等につきましては、資料をご覧いただきますよう、お願ひいたします。

次に、本日の委員の出席状況についてでございますが、本日は、吉田委員が欠席でございます。

次に、この合同部会の部会長と副部会長の選任についてでございますが、委員の互選により

選任することとなってございますがいかがいたしましょうか。委員さんのご意見を伺いたいと思います。

○萬束委員

事務局一任でいかがでしょうか。

○事務局

委員の方から事務局案提示の提案がございましたが、事務局からご指名させていただいてよろしいでしょうか。

○全委員

異議なし

○事務局

それでは、部会長には、伊丹市福祉対策審議会会长でございます松原委員に、副部会長につきましては、伊丹市学校教育審議会副会長でございます、芝野委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

○全委員

異議なし

○事務局

それでは、松原委員につきましては、部会長席へ移動をお願いいたします。以後の進行を松原部会長、よろしくお願いいいたします。

○松原部会長

合同部会は以前にも行いましたが、今回、引き続きになりますが、芝野委員にも副部会長をしていただいているので、一緒になって成果をあげていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、早速、会議の公開について事務局から説明をお願いします。

○事務局

こども室の田中です。それでは、私からご説明させていただきます。伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針では、原則公開とされていますが、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるなど、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じると認められる情報が含まれる場合は非公開となります。この会議は、幼保の一体的運営についての具体的な検討を行っていただくことから、具体的な地域や園名などが挙がり、議論されることが予想されるため、審議途中の内容が公開されることにより市民の間に混乱が生じる可能性などが予想されます。会議の公開につきましては、部会が決定することとされておりますので、今回の会議の公開につきまして、委員のご意見を伺い、決定したいと思いますのでよろしくお願いします。

○松原部会長

いかがでしょうか。公開するとかえって混乱が予想されるということで非公開というご説明もありましたが、いかがいたしましょうか。非公開ということでおよろしいでしょうか。

○全委員

異議なし

○松原部会長

それでは、この会議は、事務局からの説明がございましたとおり、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じると認められる情報が含まれることから非公開で行うことといたします。

次に、会議録の作成にあたり、署名委員を、原田委員と和田委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。なお、議事録についても、会議の非公開と同様の取り扱いを行いたいと思います。ただし、最終の合同部会終了後、適切な時期に公開することとし、その時期につきましては、最終の合同部会の開催の際に決定したいと思います。

それでは、これより議事に入ります。まず、今回の合同部会において議論する内容について事務局より説明願います。

○事務局

それでは、今回、合同部会を設置するに至った経緯について、ご説明させていただきます。

現在、本市における保育所の待機児童の数は、潜在的なニーズを含め200人以上生じております、待機児童の解消が喫緊の課題となっております。そのため、本市では、伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」後期計画で、今後5年間において340人の定員増を目標事業量として掲げ、民間事業者の保育所誘致に加え、認定こども園制度を活用した施設に整備することや、民間事業者による認定こども園への転換を促進して認可保育所定員の増員を図っていくことといたしました。こうした中、就学前児童のあり方につきましては、当審議会でも答申をいただいております。これまでの答申の内容については、資料2の方をご覧ください。

まず、平成17年に、「これからの中等教育のあり方」について福祉対策審議会でご議論いただき、「就学前児童の施策のあり方については、福祉対策審議会と学校教育審議会が合同で基本的なあり方を議論する場を設置し、その議論を踏まえて福祉と教育が一体となって総合的な見地から展開を図る必要がある。」という答申をいただいております。また、平成19年には、今後の就学前児童施策のあり方について、合同部会を設置し、審議を行ったうえで、「先に創設された認定こども園制度が、施設類型によっては十分な保育内容が担保されないおそれがあること、直接契約によるデメリットが懸念されること等の課題を抱える制度であることなどから、同制度の活用を前提とした推進策を講じることは現時点では適当でないと考える。とはいえ、幼保の一体的運営については、保育の受け皿の確保及び保護者の就労の有無に関わらず就学前のすべての子どもに幼児教育・保育を提供するための一方策として、既存施設を有效地に活用することを基本に、具体化に向けて検討する必要がある。」という答申もいただいております。認定こども園制度につきましては、その後、国においても施設類型において、幼保連携型を推進する方向性が示され、施設整備や運営費に対する助成制度の充実も図られてきたところでございます。また、現在では、認定こども園の認定数につきましては、平成22年度4月1日現在で、全国で532件、内幼保連携型では241件の認定を受けているなど、全国的に見ましても認定こども園制度の運用が一定図られているところでございます。

このような状況を踏まえ、今回は、これらの答申の経緯も含めまして、幼保の一体的運営についての具体的な検討を行うため、引き続いて合同部会を設置し、議論していただきたいと考えております。

次に、今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。今回の合同部会では、まず、幼保の一体的運営につきまして、認定こども園制度を活用した運営についてご議論いただきたいと思います。

次に、保育所待機児童の解消の観点を踏まえて検討していただき、この合同部会で、その内容を取りまとめていただき、以後の学校教育審議会で議論をいただきたいと考えております。

また、学校教育審議会で「今後の幼児教育のあり方」という観点から具体的にどの園に幼保一体化施設を整備するのが望ましいかについての方向性が示されましたら、もう一度、お集まりいただき、今日、行われます合同部会での内容を踏まえられたものになっているのかどうか、最終の確認をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

#### ○松原部会長

ありがとうございました。前回は、合同部会を平成19年12月29日までの間に全6回行いました。その際、認定こども園の議論を踏み込んで行いました。結論は、先ほどご紹介になりましたように、まだスタートしたばかりで、どのようなメリットがあるのか、あるいは市民にとってどのようなプラスになるのかよく見えない中で、推進していくということは現時点では得策ではないということをこのようない場で議論して持ち帰っていただいた経緯があります。

今回、また、認定こども園制度を活用した運営につきまして議論していくことで合同部会が設置されましたが、特に保育所の待機児童の問題がありますが、この待機児童の解消には認定こども園制度以外にもいろいろ手法はあるかと思いますが、その辺りの検討は十分されたのでしょうか。

#### ○事務局

はい。喫緊の課題である保育所の待機児童の解消について、これまでも、こども部では様々な手法を検討して参りました。

まず、現在の認可保育所の定員増についてでございますが、敷地が増えるということもございませんので、また、認可保育所につきましては、民間も公立も定員を超えた入所希望があるため、これ以上の定員増は図ることが困難であると考えております。

次に、幼稚園を統廃合し、認可保育所とするということにつきましては、認可保育所を設置すれば、確かに保育所の待機児童の解消につながりますが、全く幼稚園に対するニーズがない地域があるわけではございませんので、こちらは教育委員会の所管にもなるかと思いますが、幼児教育の観点からみたときには、保育所にしてしまうという部分については困難ではないかと考えております。

次に、小学校の空き教室の活用について、これは国も示しているのですが、現在、小学校の空き教室はほとんどない状態でございます。空き教室については、放課後児童くらぶなどで活用していることから、今後、小学校の空き教室を利用して、保育所の整備というのは、現時点

では困難であると考えております。

次に、公立幼稚園における預かり保育の実施についてでございますが、現在、本市では、私立幼稚園で実施していただいておりまして、一定のニーズは満たされているところでございます。しかし、預かり保育は、一時的な事由により延長で預かる部分もありますので、保育所機能のように長時間で毎日預かることが前提ではないため、愛あいプランの認可保育所の定員増という部分から考えると、待機児童の解消を図るということにはならないと考えております。

次に、企業内保育所の整備の促進についてですが、昨今の社会情勢の中においては、なかなか整備が進まないのが実態でございます。

次に、民間の認可保育所の誘致についてでございますが、現在も、中心市街地を中心に、民間保育所の定員の確保に努めているところでございまして、今後も誘致を積極的に行っていきたいと考えておりますが、なかなか土地の確保などの部分については非常に困難な面がございます。

次に、なかなか土地がないということで出てきましたのが保育ママの推進についてでございますが、自宅を開放して子どもを預かるという制度でございますが、児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育、所謂、保育ママが法定化されました。他の市町では、既に任意で取り組んでいるところもございますが、本市では、実績がございません。実施に至るには保育士の確保や研修方法の確立、連携する保育所の確保などのさまざまな課題があり、今後、実施するにあたりましては十分な検討が必要であると考えております。

次に、地域による協同保育等の実施についてでございますが、現在、3箇所で地域による協同保育が実施されていますが、ここ数年、新規での参入はございません。どの地域も定員を超えた応募がありますが、例えば、火・水・木曜と保育を行い、後の2日間は実施していないというような内容になっていることと、人材育成や場所の確保などの観点から、困難ではないかと考えております。

次に、保育所の新規建設についてでございますが、待機児童が多い中心市街地では、必要となる土地の取得は困難なため、最終的には、既存施設の利活用が前提になるのではないかと考えています。

以上、さまざまな手法をこども部では検討しておりますが、以上のような内容でございます。

○松原部会長

ありがとうございました。認定こども園以外のことでのように待機児童の解消ができるかということについて伺いました。できる方法として、民間事業者による認可保育所の誘致であり、保育ママの導入や地域による協同保育を可能性として実施していく、それに加えて既存の就学前児童施設を認定こども園制度に活用することにより対応していくということですね。ただ、資料2にありますように、平成20年にいくつか問題点があるので慎重にした方がいいと前回の合同部会で結論を出しました。その問題が今日に至って方向性も出て参りましたので、それを確認したいと思います。例えば、資料2の一番下の囲んである部分の、その当時の合同部会の議論では「先に創設された認定こども園制度が、施設類型によっては十分な保育内容が

担保されないおそれがある」という答申がありましたので、前回の合同部会では急ぐことはないのではないかという慎重な姿勢をもたれました。それがどのように変化したのでしょうか。事務局の見解をお聞かせください。

○事務局

それではお手元にあります資料5の中にございます「類型別認定基準等の概要」をご覧ください。「施設類型によっては十分な保育内容が担保されない」という部分ですが、施設類型には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、特定認可外保育施設型の類型がございます。幼稚園型につきましては、認可されている幼稚園に保育所の機能を付けますが、その保育所はあくまでも認可外、保育所型は認可外の幼稚園に認可の保育所、その中で幼保連携型は、幼稚園も認可、保育所も認可、両方とも認可を取得されているものということでございます。今回考えておりますのは幼保連携型でございます。以前の合同部会では、認可外の施設が認定こども園についていくことの懸念の声もございましたが、幼保連携型ですので、そのようなことは今回はあてはまらないということになります。また、幼保連携型につきましては、国においても財政上の措置を講じられています。また、保育所部分につきましては認可保育所であるため、職員配置や施設設備の基準につきましては、県条例によって基準が設けられており、保育所基準とほぼ同様の基準となっております。

また、認定こども園の件数につきましては、「認定こども園の認定件数（平成22年4月1日現在）」を資料として配布させていただいておりますが、全国で532件とまだまだ少ない状況ではありますが、兵庫県においては、31件と、全国でも4番目に多い地域となっています。

また、認定こども園の必須となっています、幼稚園と保育所に入っている子どもさん以外の子育て支援につきましては、地域の方も交えた事業を展開することもでき、相談や交流などにより子育て支援の充実が図られます。また、都市部における幼稚園児童の減少などから、集団による教育の実施が難しい幼稚園につきましては、異年齢保育など、幼児教育の充実を図ることができるとともに、就労の有無に関わらず保育に欠ける子も幼児教育を受けることができます。

今後、先進事例の研究や、幼稚園と保育所の合同研修やカリキュラム検討などを行うことにより、本市の特性に応じた就学前児童の教育・保育が充実されるものと考えております。

また、認定こども園制度を導入するにあたりましては、子育て支援事業のうち、幼保連携型の施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこととされており、就学前施設に入っていない在宅児の支援など子育て支援事業を行うことが義務づけられております。

その主なものについて法律に基づき申し上げますと、資料の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条をご覧ください。ここに子育て支援に関する表記がございます。

まず1つ目に、「地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業」とございますが、これは、子育て交流事業などの機能として、地域の未就園児が園に来て交流するという交流事業であり、在園児との交流なども行っている例などもございます。

2つ目に、「地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業」についてでございますが、これは、そこの施設が実施します相談機能として、主に保育士や幼稚園教諭が子育てに関する相談を受けております。また、園長講話を実施したり、さまざまな相談を受けたりしています。

3つ目に、「保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業」についてでございますが、これは、一時保育のこととございます。

次に、「地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業」についてでございますが、これは、地域との調整役を担うものでございまして、例えば、協同保育などのサービスを受けたい方がおられましたら、その事業の紹介などを行うものでございます。地域支援と保護者を結びつける事業でございます。

最後に、「地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業」についてですが、例えば、子育てサークルや子育てボランティアの育成支援など、地域の団体や個人へその専門性を生かして支援などを行うこととなってございます。

以上が、認定こども園に対して法律上、義務付けられている事業でございまして、幼稚園や保育所の部分もございますが、在宅の子育て支援の充実という機能についても義務付けをされ、取り組んでいくものとして、資料を用意させていただきました。

#### ○松原部会長

ありがとうございました。たくさん説明をしていただきました。直接契約についてデメリットが懸念されるということで、これについても引き続きご説明をお願いしたいのですが、たくさんの量なので、これまでで何か今のことについてご質問はございませんでしょうか。佐伯委員いかがでしょうか。

#### ○佐伯委員

待機児童ではなく、地域の就学前のお子さんについては、わくわく幼稚園やまちの子育てひろばで各幼稚園が必死でやっております。わくわく幼稚園は幼稚園に入っていないお子さんを対象にしているのですが、かなり市民のニーズが高くて毎回50人ほど来られます。その50人の方がうちこちらの幼稚園を回っておられるのですが、親子で幼稚園生活を体験するというものです。「わくわく幼稚園」のわくわくというのは「地域に愛がわく、元気がわく」の「わく

わく」なのですが、「まちの子育てひろば」と言うのは、土曜日は小学校がお休みですので、きょうだいや親子で来ていただいて、園庭開放や園開放の形でやっております。

○松原部会長

伊丹市でも就学前の子どもたちの約半分くらいが、幼稚園にも保育所にも行っていないということですね。そのような子どもさんや保護者にどのような子育て支援の事業が提供できるのか、待機児童解消ももちろん大事な問題なのですが、同時に大きな市民ニーズの取り組みをご紹介いただきました。ありがとうございます。和田委員はいかがですか。

○和田委員

待機児童解消のため、いろいろなことが行われていることを伺って、知らないことが多かったと思います。地域による協同保育なども、私は公立幼稚園に勤めておりますが、情報としてよくわかっていないかったと思いながら聞かせていただきました。

○松原部会長

もう少し協同保育のことについて説明していただきます。

○事務局

伊丹市の場合は、地域においては、他市に比べて共同利用施設が多数ございます。それらの施設を利用して、保育や親子交流を図るということで、そのような事業を行う団体に対して、伊丹市では「地域子育てバックアップ事業」ということで補助金制度を創設しております。その中で地域のボランティアの方や保育士の資格を持った方を配置しまして、実際に保育を実施していくというものです。私も、協同保育を何度か見させていただいたのですが、非常に一体感があって地域の方が集まって子どもたちと一緒に楽しくやっておられます。0歳児や1歳児の子どもと一緒にごきょうだいで来られる方もいらっしゃいますが、そこには保育士の資格を持った方がいらっしゃって、その間子どもを見ていただける。まさしく、事業をしておられる方が保護者の立場で位置付けでもって、楽しく事業を展開されておりまして、毎年、申し込みがいっぱいです、なかなか入るのに難しいという状況でございまして、嬉しい悲鳴の中で行つております。ただ、事業をしていくのには、人員の確保など難しい点がございまして、思ったように広がっていかないというのが実態ですが、今後はこういった事業展開を子育てサークルなども通じまして、いろいろなところでしていただきたいと思います。以上でございます。

○松原部会長

萬束委員いかがですか

○萬束委員

事務局の説明を受けまして、国の決定の中、少子化の中で待機児童を解消していかないといけないという観点は、やはり一番大きな問題の中で、民間保育園の誘致、保育ママ、協同保育の3点を取り組んでおられます。今現在、保育ママはされていない。民間保育園の誘致でいえば、市の中央地区のニーズが多い中で、土地的に、現実的に困難であるとか、協同保育など、さまざまなことで難しいと。そのため、今回、認定こども園の実施に向けて真剣に取り組んでいくならば、前回の合同部会の答申で出された「施設類型によっては十分な保育内容が担保さ

れないおそれがある」ということも幼保連携型という形でキチッとクリアできるであろうと、国の財政の確保や認可基準等が県の条例でどのようなものであるとか、そのようなことをしっかりと市民の方に力強く伝えていくわけですよね。直接契約によるデメリットの懸念も、保育所と幼稚園が認可を受けておりましたら、行政がキチッと関わっておりますので、さほど高額な保育料になるということも決してないだろうと、また、あってはいけないと思います。そのような中で認定こども園を実施するにあたって、今、実際にどのようなことを市民の方が問題とされているのかを読んでおりまして、それが本当に公共的に問題とするべき課題であるのか、あるいは特殊な事情による要求であるのかということをキチッと今回で精査して、市民の方にお返ししてあげることも同時に大切ではないかと資料を見て感じました。とりあえず、認定こども園は今、必要だと思います。保育園の現場でも教育をしておりますが、ご存知のように保育所には入所の基準がある。伊丹市では、さまざまな理由で保育に欠けるという方をどこの園でも基準以上の受け入れをしています。4月の段階で基準以上の受け入れをするためには、保育士さんの数を確保するのが難しい。そのような状況なので受け入れられない。どこの保育園も定員をオーバーしています。民間園も公立園も、どこも抱えている問題なのです。それを市と一緒に協力していくうと思えば、民間保育園の誘致が難しければ、認定こども園という形の中で、市民のニーズを受けていくということが大切であると保育園の現場において痛切に感じます。

○松原部会長

続きまして、合同部会では「直接契約によるデメリットが懸念されること等の課題」について、保育料を含めて、どのような問題があるのではないかと2年前には指摘したのですが、今と現状は変わっているのか、事務局の見解をお願いします。

○事務局

直接契約の部分になりますが、公立による認定こども園になりますと、契約も従前どおりでございますし、保育料についても市が定める料金制度を踏襲する形になろうかと思いますので、問題がないと考えてございます。

また、私立による認定こども園になりますと、園との直接契約になりますが、直接契約そのものは、申込書は市町へ送付することが義務付けられており、市の方で保育に欠けるかどうかの認定行為自体は市町に残りますので、デメリットとして当時懸念されましたのが、園側としては事務量が煩雑になるというデメリットがあるものの、直接、保護者に対してのデメリットにはならないのではないかと考えております。

保育料の決定につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第5項の規定により家計に与える影響を考慮して児童の年齢に応じて定めることとされ、これがまったく児童福祉法の保育料の決め方と同じ形になっています。市長が適合しないと認められるときは変更を命令することができますので、公立の保育所と大きな差がないようを行うことができるので、高額な保育料が設定されることはありません。また、認可をとっており運営事業費も補助制度がございますので、そのことも勘案すると、なお、高

額の保育料が設定される可能性はないのではないかと考えております。

なお、現在の保育所の保育料の額は資料として添付しております。

保育料については年齢と保護者の収入によって変わりますがこのような形です。

次に、伊丹市内の幼稚園の4歳児における入園料及び保育料でございますが、公立幼稚園は年額11万7,000円、私立幼稚園は平均いたしますと年額28万4,000円程度でございます。

現在、私立幼稚園に対しまして、伊丹市私立幼稚園奨励費補助金を交付することにより、公私間の入園料及び保育料の格差是正を行っております。

この補助金につきましては、2子、3子の園児に対しましては、1子よりも高額な補助金を交付するなど、経済的負担の軽減を図っている所でございます。詳しくは資料をご覧いただきたいと思います。

例えば、夫婦と子どもが1人という世帯構成で、給与収入額が500万円の世帯では、第1子は4万3,600円の補助金が交付されますので、実際の負担額は24万400円となり、その差は、12万3,400円となります。しかしながら、補助金の限度額が第2子になりますと17万2,000円、第3子以降では29万9,000円となっておりましたことから、世帯構成や就園状況によりましては、公立と私立の入園料及び保育料の保護者負担額が逆転することもございまして、一まとめに、私立が高額であると言えないのではないかと思います。

なお、直接契約によりまして、法外な幼稚園の保育料が設定される可能性があるのか否かにつきましては、仮に、私立の認定こども園を設置したと仮定しても、近隣の幼稚園との競争もございますので、サービス内容の充実にかかる費用が徴収されることはあるかもしれません、同様のサービス内容で高額な保育料が設定されることはないのではないかと考えてございます。

近畿圏を中心に保育料の形態を見ましても、幼稚園の保育料につきましては、私立幼稚園の保育料との均衡を図った制度となっておりまして、保育料の設定で認定こども園制度が活用できないということにはならないと考えております。

#### ○松原部会長

わかりました。ありがとうございました。いくつか2年前に示された懸念をかなりクリアできた状況に変わりつつあるというご説明かと思います。ひととおりのご説明をいただきましたが何か今のことについてご質問はございませんでしょうか。萬東委員からは認定こども園を推進すべき方向へとご意見も承りましたが、ご自由に発言をいただきたいと思います。山崎委員お願いします。

#### ○山崎委員

在宅子育ての代表としてきております山崎です。在宅でずっと子育てをしておりまして今、法律施行規則第2条を市役所の方から説明していただきました。難しいことが書いてあるなど思いながらも今、私が言いたいことと合致していると感じました。いろいろ考えましたが、私達が子どもを育てる中で、たとえば0歳児と外に出たいなと思うことがある。午前中、また、

午後からでも出かけますが、0、1、2歳くらいという同じくらいの子どもがいないんですね。私はその公園だけがいないんだろうなと思って次の別の公園に行くがそこもいない。じゃあもうちょっと遠くの公園ならいるだうなと思って行ってみる。結局、午前中は公園に同世代の子どもがいなくて、帰りに大きな尼宝線の道路のところで工事の車両を子どもと見ながら帰ってくる、なんてことがよくありました。1日子どもと一緒にいて誰かと話をしたいとか、同じくらいの子どもたちと交流させたいなと思いながら叶わなかったということが多々ありました。

今は、むつむつルームなどが市内に6箇所できていると聞いております。でも、小さい子どもを連れて行く母親としては、ベビーカーやだっこひもなどで行ける場所が一番いいと思うんですが、バスを乗り継いでいかなければならなかつたりすると、ちょっとパワーが必要になります。ですから近くに集う場があってお母さんがお話ができる、ちょっとした事でも話ができる、言葉をしゃべったと。今日一日、しゃべることができたというような思いを感じることができる場所や子ども、特に第1子の母親に思うのですが、体重の増え方や夜の寝つきが悪いんだけど誰かに相談したい、歯のこと、どうやって子どもと遊べばいいのかなど、ちょっとした悩みや心配ごとがありました。それをどこに答えを求めればいいかといえば自分の親や主人の親というのもありますが、本を読んだりもする。本を読んでみても自分の子どもがそれに全然合わないこともある。不安だというときに、そこに集まつたお母さんたちに話を聞いてもらったり、保育士さんに話を聞いてもらったり、ちょっとしたアドバイスをしてもらつたりする場というのが近くにあつたらいいなと思います。また、今、親には、子育てる力が減ってきてているのではないかということを自分自身も感じますし、ボランティアなどでいろいろなところに入らせていただいておりますが、一緒に学ぶことができる場があればすごくいいのではないかと思います。たとえば、半年から1年通して学習していく場というのが欲しいと思います。

それから、子育てを支援したい地域のボランティアやおばちゃんとかおじちゃんなどの交流を通して幅広い世代の方に支えていただけるような環境がもっと身近にあつたらいいなと思っています。そういう環境ができることで地域でお散歩をしていても声をかけていただいたら、あいさつをすることができる関係ができる事で安心して伊丹に住んでよかったですと思いながら子育てができるのではないかと思います。そういう方たちが集う場があつたらいいなと思います。それから子育てサークルを運営した経験もあってもっと広い場所でやりたいとか保育園や幼稚園の園児さんと交流をしたいなと思ったこともありましたが、なかなかそういう機会には恵まれませんでした。幼稚園や保育園に入る前に集団活動を経験させたいと思う親は結構いまして、私もスポーツセンターの体操の児童教室に入れてみたりなどしましたが、そのようなニーズは高いと思っています。認定こども園は、もちろん、幼稚園、保育所もいいのですが、そういう交流の機会を持たせていただきますと幼稚園に入る前の不安いっぱいの親子が経験を通じて、「これなら幼稚園に頑張っていけるかな」とか「保育所に頑張って行けそうかな」と思える。ワンクッションあるとすごく励みにもなりますし、いいステップになるのではないかと思

います。以上です。

○松原部会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。原田委員どうぞ。

○原田委員

今の地域のボランティアとの交流の件ですが、やはり先ほど言わっていたように共同利用施設の利用をもっとしていただきたいと思います。今はどれくらいの共同利用施設の利用があるのかお聞かせいただきて、活動のないところにも活動が広がって欲しいと思います。今のお話を聞いているとやはり地域で子どもを育てるの大切さを感じました。

○松原部会長

協同保育は3箇所でよろしいですか。

○事務局

現在、協同保育は3箇所で実施しております。共同利用施設と女性児童センターを利用して行っています。今年も補助金の申請をしていただくに当たりまして、子育てサークルの代表者で構成されるサークルネットワークという会議にも、制度の説明をさせていただきました。興味を持ってお話を聞いていただけるのですが、共同利用施設は子育てのために使える専門の施設ではないので会場を確保するということが課題になっています。たとえば、今後、認定こども園制度なので、園庭などが定期的に利用できるということになると、ますます地域で協同保育をしたいという方が多くなるのではないかと思っています。

○萬東委員・原田委員

そのとおりだと思う。

○事務局

こども部長です。共同利用施設の利用がなぜ進まないかについてですが、私が以前にまちづくりを担当しておりました経験からお話をさせていただきますと、共同利用施設は市民活動の場、学習の場として市民の皆様にご提供してきました。最近では、非常に接点が難しくなっているなど感じました。なぜかといいますと、地域活動と子育ての結びつき、ここになんらかの接点なり、お互いが地域の中で子どもを育んでいこうという意識がないとなかなか理解し合えない。

もう一つは共同利用施設の仕様自体、建物自体も古く、単独で子どもさんたちのために使う部屋としては整備がなされていません。そこでマットを新たに用意しなければならないなど費用負担が必要となってくる。和室をお使いになることが多いのですが、和室を使うとなると子ども達が飲み物などをこぼしてしまいますし障子を破ってしまいます。となると誰が後始末をするかといったような問題も生じてまいりまして、なかなか地域で子育てをしていこうという雰囲気をどこが中心になって進めたらいいのかという認識が一致しないところがあります。まさに先ほどお話が出ておりましたように、じゃあどこが最もそういうことを担っていただけるのか。小学校区で全部幼児教育をやっていただいておりますし、当然、民間でも素晴らしい保育所がございます。当然、公立の保育所もございます。官民ともにそういった場の開放を行い、一緒になってやっていくことがニーズにあったサービス提供を実現できるのではないかでしょう

か。そして、地域との接点も出てくるのではないかという思いを持っております。

○松原部会長

川上委員には商工会議所を代表してきていただいているのですが、福祉や教育をビジネスとしている会社はどれくらいありますか。

○川上委員

そのような観点ではあまり考えていませんでした。

○松原部会長

民間の誘致も難しそうで、たとえば、ベネッセやワタミなどが高齢者の方を対象に、かなりホームヘルパーの派遣や老人ホームの運営などを行っていますが、子育て支援や子どもの領域について民間としてはどのようにお考えでしょうか。

○川上委員

これに対しては取り組むという方向で動いてはいます。「くるみん」を取る企業が優良な企業だということでそのマークを取るために企業内保育所を整備するといったことはあります。そういう方面からのことしかできないです。先ほどから話を伺っておりまして気になっていたことは市が行うとなれば施設の運営費というのはとにかく税金、市民税ということになるのですか。となると事業をやればやるほど率が変わっていくということでしょうか。

○事務局

財源がどうなっているのかということですが、お配りさせていただいている県からのパンフレットにございますように、運営に対する補助制度というのがあります。現在は、安心こども基金というものがありまして、そちらから一定の補助金が出る制度になっています。この安心こども基金は今年度で終了となっているのですが、国におきましてもこういった基金制度を別の形でまた創設して補助制度自体を続けていこうという動きがございます。また、施設整備に対する補助制度も充実して、県単独の補助制度も資料の一番下に説明がございます。県の方では次世代の計画で相当数の認定こども園の認定を行いたい旨を打ち出されているので、今後も認定こども園制度の推進のための制度自体は続くだろうとこちらとしても見ております。

○川上委員

公立の認定こども園をつくった場合は、財源はあるということでよろしいでしょうか。

○事務局

安心こども基金の制度については公立での適応がございません。現行制度の中では私立で認定こども園が推進されようとすれば補助の対象になるのですが、公立でつくろうとすれば、自らの財源でする制度となっているということでご理解いただければと思います。

○川上委員

わかりました。

○松原部会長

他にご質問やご意見はございませんか。中野委員いかがですか

○中野委員

2年前に比べると認定こども園に対する皆さんの理解がすごく深まっているように思います。2年前は、認定こども園というのはどんなものなのだろう、ちょっと怖いというのは語弊があるが、どのようにこの先、子どもの教育や認定こども園の制度が進んでいくのだろうという不安がありました。制度自体もあまりにもよちよち歩き、手探りという印象でした。しかし、この2年でニーズも変化てきて、世間では待機児童であるとか、お母さん達が働くということに前向きで、積極的なので、どうやって子どもを教育や保育をしてもらおうかという場所探しに必死なんですね。子どもが生まれたときからもちろん自分で育てていくのだけれども、どういう施設に子どもを預かってもらえるのかといったところまで考えてるお母さん達が多いように思います。認定こども園が、もっともっと皆に認知されて、私立でも公立でも認定こども園が広がって欲しいと思います。今後、公立で認定こども園を運営するということは考えられるのでしょうか。

○事務局

公立でやるのか私立でやるのかということはこれから検討課題になるかと思います。ただ、実例といたしましては公立で運営されている自治体もございまして、特に公立だからできないとか私立であるからできるというものはございません。どちらも制度を活用してやっていくということになります。公私どちらであっても問題はないのではないかと認識しています。

○佐伯委員

認定こども園をいち早くさせていただいた立場といたしまして、中野委員がおっしゃったように私自身も不安な気持ちでいっぱいでした。幼稚園で何十年間やってきましたが、保育所を運営させていただいたことがなかったので不安でした。しかし、勇気をもってスタートして、今では丸3年が経ちますが、幼稚園の本当のよさと保育所の本当のよさを足したような施設だと感じています。お母さん方が0歳で子どもさんを連れてこられて0歳からお預かりしてその子の成長を見て3歳になれば幼稚園でお預かりする事ができます。そして、就学へと送り出すことができます。また、学童もやっていますので、一貫した教育を保護者の方々が自分の目で確かめられるというのはメリットだと思います。世の中の流れは少子化で、人口がどんどん減っていますので、働かざるを得ない家庭も多くあります。働きたくないと言っても女性も働かなければやっていけない時代が来ていると思います。そういった中で、安心した形で子どもさんをお預かりさせていただきたい。これから子どもの数が減れば統廃合もあるでしょうし、その中で幼稚園は幼稚園、保育園は保育園ではなく、一体化した施設が残っていかざるを得ない時代になっていくと思います。山崎委員がおっしゃったように子どもに対する不安というのは子ども達が集まる施設がないというより、子ども自体が地域にいないんですね。どこかにいるのではなく、いない。私達のホームページで紹介しているような、わくわく幼稚園などをしますと、ある地域から固まってお越しにはなりません。バラバラの地域から来られて、この場所でお友だちになられます。「また来ましょうね」とお約束されたり、「あっちの幼稚園のわくわく幼稚園に行ってみましょう」といった具合に絆を作っていく。今のお母さん方のグループ形成というのは、そういう形で進んでいるように思います。費用、保育料のことについて、

納付金などは、保育所部門を持ったために幼稚園部門の納付金を考えざるを得なくなりました。母子家庭など、経済的に大変なお母さんが多いので、この方にこれだけの納付金が払えるかしらと不安になる。満3歳になって幼稚園に入つていただきたいけれども、この納付金の額では無理だろうなとなると、何かの制度を作つてもうちの幼稚園で育つて小学校へ送り出したいという気持ちが芽生えてきました。預かり保育にしても私立幼稚園としてやつていた時代と認識が変わりました。とりあえずなんとか預かってあげたいという気持ちが先行しましたし、何よりも教職員の気持ちも変わりました。最初の不安が払拭されて、たくさんメリットがあると思うんです。だから勇気を持って子どもを抱えてきてくださつたら子育てのきっかけは色々あると思いますので、その幼稚園に入らなくてもかまわないのでわくわく幼稚園などの制度を活用してきていただきたいと思います。認定こども園の宣伝ではないですが、これから色々な認定こども園ができるくると思います。それは金太郎飴のように一律ではなくてそれぞれ個性がてくるのではないでしようか。

○松原部会長

ありがとうございます。パンフレットには佐伯委員のコメントがあつて、正直なところ経営面ではメリットがないのが実情ですというように書かれています。認定こども園制度を推進することは、保育所待機児童の解消及び幼児教育の充実という点でプラスになるのではないかということで皆さんからはたくさんご意見をいただきました。芝野副部会長、ご専門の立場で補足なり別の情報などは何かございませんでしょうか。

○芝野副部会長

次世代育成の後期計画を作るときにアンケートを実施しなければならないということで、厚生労働省の出してきたモデルアンケートの中に認定こども園についてどのように思うかを聞けという項目がありました。その時からこの流れだと感じていたところがあります。国の方では文部科学省と厚生労働省とすっきりしないところもありますが、この参議院選挙の後、民主党政権がどういうように舵をとっていくのかということになるかと思います。もう少し、子どもという立場で考えていきますと、これからは縮小していく社会に転換しようとしています。今まででは、どんどん大きくなつていった社会ですが、これからは縮小していく社会の中で子ども達が成長し、教育を受け、大人になっていきます。権利という言い方をすると語弊があるかも知れませんが、子どもの権利と子どもの成長する権利をどう守っていくのかという視点が必要だと思います。実際に保育が十分に受けられない状況があります。しかも深刻な状況です。それから、教育の面では集団で教育を受けるというメリット、集団の中で刺激を受けながら教育を受け、小学校移行へとつなげていく。その部分が、今弱りつつあるという中で問題解決をしていかなければならぬ。その問題解決の一つの方法として認定こども園というのは非常に有用なものであると考えます。ただ、これ一つに頼るのではなく、他の市を見てみると認定こども園に頼っていない自治体もたくさんあります。しかし、これも一つの非常に重要かつ可能性のあるものだということで、伊丹市としては認定こども園のいい部分を生かして子ども達の成長・発達、子育てをする親の成長、それを見守る社会の成長につながっていくのではないか。

そうなればいい方向なのではないかと思います。その辺りは、今日集まっておられます委員の方は、共通した理解を持っておられるように思いました。

○和田委員

公立幼稚園としては、この認定こども園の導入については喜ばしいことだと思っております。伊丹市の公立幼稚園の園児数が減ってきましたのも、私立との共存共栄ということもありまして、教育時間、預かり時間、給食等、いろいろ今の時代の保護者のニーズに合致していないところが大きな原因だろうなと思っております。それで多様なニーズに応えられるように自分達も変わらなければならぬと思っておりまして、認定こども園ということに関してましてはとても歓迎するといいますか、保護者にとって選択肢が増えるという意味で歓迎したいと思っております。

○松原部会長

ありがとうございました。おおむね皆さん認定こども園制度というものが大変可能性のある選択肢という事でご理解いただいています。現実に待機児童の解消の一助になるということですがどういう地域でどれくらい待機児童が発生しているのかについてもう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

○事務局

冒頭でも保育所の待機児童のことについては述べましたが、平成19年度の4月は保育所の待機児童はございませんでしたが、5月以降には保育所の待機児童が発生し、同年度の3月には200人程度の保育所の待機児童が発生しました。また、仕事が見つかれば入所したいなどの暫定で希望されている方は、常時200人を超える状態となっております。保育所の待機児童というのは4月1日に計上します。しかし、育児休業明けで5月、6月に仕事に行かなければならぬということで、年度途中に保育所に入りたいというニーズがあるのですが保育所は満員の状態です。そして、年齢に応じて保育士を配置しなければならないこともありますて保育所に入れない待機児童がどんどん増えていくのが現状でございます。お手元の資料3をご覧下さい。これが待機児童の状況で、地域別になっています。日付が抜けておりますがこれは平成22年の3月1日の数字でございます。その後ろに資料4ということで、公立幼稚園のプロック園区がAからFまでの6つの区域に区分されております。この資料3と資料4をあわせてご覧いただきたいと思います。資料3で保育所の平成22年3月の待機児童について最大になる時でございますが、要保、いわゆる保育に欠ける、お仕事をされるなどで実際にすぐにでも保育所に入らなければならないという意味での待機児童はAからFまでの区域で194人が保育所に入らなければならないという意味での待機児童はAからFまでの区域で194人の方が待っておられる。では、実際、保育に欠けた方がどこにおられるかといいますと、認可外の保育所に預けられたり、あるいは実家に預けたり、お友だちにお願いしたりとご苦労をかけているところです。次に、暫定と書いてありますが、これから保育所に入れれば就業しようとする方が、先ほどの方とは別に203名いらっしゃいます。合わせますと、約400名の方が保育所に入れない状態でいます。下に総計ということで397人としておりますが、その右に区域ごとの公私立の保育所の定員を示しております。たとえばA区域では現在、保育所定員が6

40人ということになります。その横に3月時点での入所人数を示しております。特にAの区域は、地図上ではJR・阪急・産業道路という中心市街地にあたります。そのA区域では定員が640名という定員がありますが、3月の時点で752名で、定員を100名以上超えて保育を行っております。これに、なおかつA区域においては115名の方が保育所に入れていません。合計いたしますと、750名と115名で860名ほどが保育所入所の希望がございますが、定員は640名分しかないというのが現状です。定員を超えて750名を受けて入れておりますが、これ以上は厳しい状態であり、特に位置図のAの区域における保育所待機児童の解消が喫緊の課題となってございます。

○松原部会長

わかりました。それでは今の説明に対してご質問等はございませんでしょうか。

○萬東委員

事務局の説明を聞いていたら改めて待機児童の解消というのが緊急課題ではないかということを感じます。一刻も早く解決しないと、様々な社会情勢の中で伊丹市に住まわれる方の安心して子育てができるまちという特性を出すためにも、早急に解決しなければならない問題だと感じています。

○松原部会長

今後、どこの園を統合していくか、ということではなく、どこの地域で待機児童の問題が一番顕著かということありますし、実際には、学校教育審議会で具体的に検討していただくことになります。学校教育審議会では「今後の幼児教育のあり方」について諮問があったと聞いています。先ほど芝野副部会長がおっしゃったように、子どもの成長する権利として保障していく。その方策の一つとして、認定こども園ということが早急に考えられるというご発言がありました。特にAの区域において学校教育審議会でも、今後検討していかなければならぬということで持ち帰っていただきたいと思います。他にご質問等はありますか。

○萬東委員

事務局からの説明で前回の課題のうちの2つ目の課題で直接契約によるデメリットというのがありました。高額な保育料に対しては市が変更命令を発することができるというご説明がありました。それについては法的な拘束力はいかがなものでしょうか。

○事務局

資料としても配布させていただいておりますが、法律の中で言及されております。保育料については家計を考慮して定めなければならないということになっておりまして、高額な保育料が設定された場合、市が命令権を発することができるということになっています。その命令が発せられても、なお従わないということであれば、認定こども園は許認可を県が行うことになっていますが、県がその許認可を取り消すということになります。許認可を取り消されたにも関わらず「認定こども園」ということを表記しておりますと罰金も法律では規定しております。1園1園に、「保育料はこの額にしなさい。」ということは事実上不可能かと思いますが、考慮した額になっているかということに関しては是正する事ができる旨、法律上に明記さ

れております。以上です。

○萬束委員

それであれば安心ですね。

○松原部会長

資料7についてご説明をお願いできますか。

○事務局

それでは資料7をご覧いただきたいと存じます。現在「いたみすくすくカフェ」を開催しております。これは伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」後期計画に掲げる施策の実現に向けて、「子育て」に関して自由闊達に意見を述べる場を提供することにより、市民の意見を踏まえた後期計画の推進を行うことを目的として市内5箇所で実施するものでございます。現在、3箇所で実施済でございます。次世代育成支援行動計画の中では認定こども園制度を活用した待機児童の解消というのも書かれております。そのことについて市民の方の意見を聞かせていただこうというものです。そのうちこれまでに開催しました2回の主な意見をまとめたものでございますのでご覧いただきたいと思います。

主な意見の内容ですが、公立幼稚園に関する意見、保育料に関する意見、認定こども園制度に関する意見、待機児童の解消に関する意見、子育て全般に関する意見などを頂いておりますので、ご覧いただきたいと思います。

○部会長

いくつかの意見や懸念が示されていることもありますので市民の声にお応えできるようにお願いします。

○事務局

すくすくカフェについての補足ですが、参加されている方の内訳についてまだ5回すべてが終わっておりませんので、参加者についてトータルの集計は出ておりませんが、大半の方が公立幼稚園に行かれている保護者の方となっています。こちらの趣旨は、地域の方や子育てを既に終わられている方など、様々な方の意見を聞きたいということで設定させていただいておりますが、なかなか地域の方の参加がこれまでではない状況ですので、いたみすくすくカフェで挙げられている意見の大半が公立幼稚園に通われている方の意見となっています。そういうことですので、カリキュラムや保育料の不安などがよく挙がっているように思います。

○松原部会長

他にご質問等はございませんでしょうか。それでは、質問がないようでしたら、部会としてのまとめを行いたいと思います。

認定こども園制度について、2年前の議論でありました内容について今日的な視点から検証を行いました。認定こども園制度については、施設基準については、県の認可基準も十分な基準を有していることから幼保連携型の認定こども園に限っては、問題がないという皆さんのご意見だったかと思います。また、保育・教育指針については、保育士と幼稚園教諭の合同研修の実施を重ね、十分な協議を経て定めなければならないこと、保育料につきましては、大きな

関心事となります。家計に与える影響を考慮して児童の年齢に応じて定めることが担保されるよう市としての役割を十分に果たすことを条件となります、おおむね認定こども園制度を推進することに関してはGOサインが出たということを今日の成果として結論付けたいと思います。

特に保育所待機児童の解消及び幼児教育の充実について、他にも方法があるのかもしれません、一つの方法として認定こども園という制度を活用しようというのが皆さんの総意かと思います。今後、学校教育審議会において、「今後の幼児教育のあり方について」が諮問されています。位置図にありますAの区域において、もちろん、それ以外の区域においてもあるかもしれません、保育所待機児童の解消及び幼児教育の充実のための具体的な審議を行っていたくこといたします。また、その他の地域において幼児教育の充実のため統合等が必要であると判断されたときには、子育て支援の充実の観点からもう一度この合同部会で議論する必要があるかと思います。いずれにいたしましても、学校教育審議会での議論を踏まえた上でもう一度、合同部会を開いて着地と言いますか、結論を出していきたいと考えています。なお、本日、部会で確認した内容につきましては、芝野副部会長には次回の学校教育審議会において合同部会の報告をしていただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。

○芝野副部会長　はい。

○松原部会長

それでは、これをもちまして伊丹市福祉対策審議会・伊丹市学校教育審議会の合同部会を終了いたします。

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

平成22年 7月25日

署名委員　和田 法子

署名委員　原田 賀代子